

科研費の複数の研究課題の直接経費の合算使用の制限の緩和について

研究費の効果的・効率的な使用を一層促進するため、令和2(2020)年度から、科学研究費助成事業（以下「科研費」という。）の合算使用の制限を緩和し、令和元(2019)年度以前に可能としていた合算使用の例に加えて、下記のとおり、一定要件の下で、科研費の複数の研究課題の直接経費同士を合算して使用することを可能とする。

1. 科研費同士の合算使用を可能とする要件

合算使用を行う各研究課題の研究遂行に支障を来さないことを前提として、次の要件を満たすこととする。

- (1) 科研費の直接経費の合算使用時に、各経費を支出する補助事業者（研究代表者又は研究分担者）が同一の研究機関に所属していること。
- (2) 研究機関は、合算使用を行う前に、各補助事業者の負担額の割合及びその根拠等について、各補助事業者を確認し、書面により明らかにすること。

2. 科研費同士の合算使用に当たっての留意点

- (1) 合算使用に当たって、各研究機関は各補助事業者の負担額の割合及びその根拠等の考え方について、その合理性を十分に説明できるようにしておくこと。なお、以下は、按分方法の例を示したものであり、各研究機関が合理的と考える按分方法を適用すること。
 - 例1：各研究課題について合算使用対象の使用割合（見込）により区分できる場合には、各々の負担額の割合を「使用割合（見込）による按分」により算出する。
 - 例2：各研究課題において、合算使用対象の「使用する権利」を購入するとの考えに基づき、各々の負担額の割合を「各研究課題数による等分」により算出する。
 - 例3：各研究課題において、合算使用対象の「使用する権利」を購入するとの考えに基づき、各々の負担額の割合を「各研究課題の事業期間（見込）による按分」により算出する。
- (2) 実施状況報告又は実績報告に当たって、合算使用に係る支出額については、支出時点における研究課題ごとの負担額をそれぞれ報告するとともに、総額50万円以上の物品等を購入した場合には、他の科研費の負担額を含む総額を報告すること。なお、研究課題ごとの使用実績の報告は不要とする。

3. 合算使用により共用設備を購入する場合の留意点

合算使用により共用設備（複数の科研費等において共同して利用する設備）を購入する場合の取扱いについては、現行の取扱いどおり以下に留意すること。

- (1) 科研費により購入した設備等は、補助事業期間中であっても、研究課題の研究遂行に支障を来さない範囲で、他の研究者を含め、他の研究に使用することができるが、共用設備の場合も同様に、合算使用する各研究課題の研究遂行に支障を来さない範囲で、他の研究に使用することができる。各研究機関においては、共用設備に関する情報を研究機関内で共有するなど、設備の有効活用が図られるよう努めるとともに、必要に応じ、共用設備に係る研究支援人材を配置することが望まれる。
- (2) 共用設備を含む科研費により購入した設備等は、購入後直ちに研究機関に寄付することとしている。

共用設備を購入するための負担額を支出した補助事業者が他の研究機関に異動する場合には、原則として異動前の研究機関が引き続き管理することとなるが、この際研究機関は、異動により他の研究機関に所属することとなった補助事業者が共用設備を円滑に利用できるよう、必要に応じて関係規程を整備すること。

また、共用設備を購入するための負担額を支出した補助事業者全員が同意した場合には、研究機関の定めに基づき、異動先の研究機関に共用設備を移すことができる。退職等により、明らかに共用設備の使用見込みがなくなった者の同意を必要とするか否かは、共用設備を購入するための負担額を支出した全ての補助事業者の間であらかじめ取り決めておくこと。

4. その他

科研費同士の合算使用に加えて、従前より科研費との合算使用が可能な、運営費交付金など使途に制限のない経費との合算や、合算による共用設備の購入が可能な科研費以外の研究費制度の研究費を加えて共用設備を購入することも可能。